4．賞与引当金及び見積額の計上基準

賞与については、翌期以降の運営費交付金により財源措置がなされない教職員への賞与の支払いに備えるため、当該教職員に対する賞与支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

なお、国立大学法人等業務実施コスト計算書における引当外賞与増加見積額は、当事業年度末の引当外賞与見積額から前事業年度末の同見積額を控除した額を計上しております。

5．たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準　低価法

評価方法　移動平均法

ただし、重要性に乏しいたな卸資産については、評価方法は最終仕入原価法によっております。

6．外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

7．国立大学法人等業務実施コスト計算書における機会費用の計上方法

政府出資等の機会費用の計算に使用した利率

新発10年国債の平成25年３月末利回りを参考に0.560％で計算しております。

8．リース取引の会計処理

リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

9．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税込方式によっております。

Ⅱ．金融商品関係

1．金融商品の状況に関する事項

当法人は、資金運用については預金、国債、地方債及び政府保証債等に限定し、資金調達については取引金融機関からの短期借入金またはファイナンス・リース取引に限定しております。

資金運用にあたっては、国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学資金管理細則に基づき、預金のみを保有しております。

情報環境システム等の使用を目的として、ファイナンス・リース契約を行っております。

2．金融商品の時価等に関する事項

平成25年３月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。　（単位：円）

	貸借対照表計上額（※）	時価（※）	差　額
⑴　現金及び預金	1,462,134,175	1,462,134,175	—
⑵　長期未払金（注１）	(2,564,574,355)	(2,695,640,779)	131,066,424
⑶　未払金（注２）	(646,702,674)	(646,702,674)	—

（※）　負債で計上されているものについては、(　) で示しております。

（注１）　１年内に支払予定のリース債務を含んでおります。

（注２）　リース債務を除いております。

（注３）　金融商品の時価の算定方法

⑴　現金及び預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑵　長期未払金（リース債務を含む）

一定期間ごとに区分した債務ごとに、その将来キャッシュ・フローを支払期日までの期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

⑶　未払金（１年内に支払予定のリース債務を除く）

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

Ⅲ．賃貸等不動産関係

当法人は、石川県能美市において学生寄宿舎を有しております。

これらの賃貸等不動産の貸借対照表計上額、当期増減額及び時価は次のとおりであります。

（単位：円）

貸借対照表計上額			当期末の時価
前期末残高	当期増減額	当期末残高	
1,675,463,470	△　66,765,940	1,608,697,530	1,608,697,530

（注１）　貸借対照表計上額は、取得原価から損益外減価償却累計額を控除した金額であります。

（注２）　当期増減額は、減価償却による減であります。

（注３）　当期末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて当法人で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

また、賃貸等不動産に関する平成25年３月期における収益及び費用等の状況は次の通りであります。　（単位：円）

賃貸収益	賃貸費用	その他（売却損益等）
83,561,010	67,209,860 （うち、損益外減価償却相当額56,317,624円、減価償却相当額10,892,236円）	—

Ⅳ．資産除去債務関係

1．資産除去債務の概要

当法人は、東京サテライトの不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しておりますが、当該資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

2．当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

資産除去債務の総額の期中における増減は、上記算定金額以外ありません。